

○相模原市準用河川占用料徴収条例

平成11年12月22日

条例第50号

改正 平成14年12月24日条例第59号

平成30年12月21日条例第66号

令和6年12月20日条例第65号

(一部改正〔令和6年条例65号〕)

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第100条第1項の規定により市長が指定した準用河川において、法第32条第1項の規定に基づき占用料を徴収することについて、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成30年条例66号〕)

(流水占用料等の徴収)

第2条 市長は、法第23条又は第24条の規定による許可を受けた者(以下「占有者」という。)から流水占用料又は土地占用料(以下「流水占用料等」という。)を徴収する。

(一部改正〔平成30年条例66号〕)

(流水占用料等の額)

第3条 流水占用料等の額は、流水又は土地の占用(以下「流水等の占用」という。)の期間等に、別表金額の欄に定める金額を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合は、100円)とする。ただし、流水等の占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表金額の欄に定める金額に、各年度における流水等の占用の期間等を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合は、100円)の合計額とする。

(一部改正〔平成30年条例66号〕)

(流水占用料等の徴収方法)

第4条 流水占用料等は、流水等の占用の許可の日から1月以内に納入通知書により徴収する。ただし、流水等の占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、

翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。

(占用の期間等の端数計算)

第5条 各年度において、流水の占用の期間に1年未満の端数があるときは流水占用料を月割りとし、なお1月未満の端数があるときは1月として計算する。

2 各年度において、土地占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

3 水量、表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01立方メートル、0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの水量、面積若しくは長さに0.01立方メートル、0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全水量、全面積若しくは全長又はその端数の水量、面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

(一部改正〔平成14年条例59号〕、全部改正〔平成30年条例66号〕)

(流水占用料等の不還付)

第6条 既に納付された流水占用料等は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 法第75条第2項の規定による処分をしたとき。
- (2) 占用者の責任でない理由により流水等の占用ができなくなったとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(一部改正〔平成14年条例59号〕)

(流水占用料等の減免)

第7条 市長は、流水占用料等に係る占用物件が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、流水占用料等を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体の行う事業に係るもの
- (2) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規

定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

(4) かんがいの用に供するもの

(5) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

(6) 街灯又は公共の用に供する通路

(7) その他市長が特に必要があると認めるもの

(一部改正〔平成14年条例59号・30年66号〕)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月24日条例第59号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月21日条例第66号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可を受けた占用に係る流水占用料等の額については、なお従前の例による。

3 施行日前に占用の許可を受け、施行日の前日以後に当該占用の許可の期間が満了する土地の占用(当該土地の占用につき、土地を占用する物件がある場合にあっては、当該土地を占用する物件)(以下「既占用等」という。)について、当該許可の期間の満了後に継続して占用の許可を受ける場合における当該継続して占用の許可を受ける日以後の既占用等に係る各年度の土地占用料(以下「年度占用料」という。)の額については、別表区分の欄に定める区分ごとに改正後の第3条の規定により算出した年度占用料の額が当該年度占用料を徴収すべき年度(以下「徴収年度」という。)の前年度の占用料の額(徴収年度の占用の期間と徴収年度の前年度の占用の期間が異なる場合は、徴収年度の占用の期間に相当する期間の徴収年度の前年度の占用料の額)に1.2を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)

を超える場合には、改正後の相模原市準用河川占用料徴収条例の規定にかかわらず、調整占用料額とする。

附 則(令和6年12月20日条例第65号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る土地占用料の額について適用し、同日前の占用に係る土地占用料の額については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

(全部改正〔平成14年条例59号〕、一部改正〔平成30年条例66号・令和6年65号〕)

区分		単位	金額
流水の占用	鉱工業その他の用に供するもの	水量毎秒0.01立方メートルにつき1年	49,497円
通路としての占用		占用面積1平方メートルにつき1月	35円
工作物の占用	通路橋その他これに類するもの	占用面積が4平方メートル以下の部分	35円
		占用面積が4平方メートルを超える部分	69円
	はけ口その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1月	69円
	その他のもの	相模原市道路占用料徴収条例(昭和4	

	4年相模原市条例第15号)別表の例による。	
その他の占用	占用面積1平方メートルにつき 1月	35円